

濃厚接触者の待機期間短縮のための検査キット提供事業実施要領

1. 目的

社会機能の維持に必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合、その所属する事業者及び機関（以下、「事業者等」という。）が検査キットを活用して抗原定性検査を実施し、陰性を確認することにより、待機期間の短縮を図ることができる。

本事業は、事業者等が薬事承認済の検査キットの入手が困難な場合に、市が検査キットを提供し、社会機能の維持に必要な事業の継続を図ることを目的とする。

2. 対象

社会機能の維持に必要な事業を行い、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（無症状者）が所属する以下の事業者等

- (1) 高齢者、障害者等の特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業者等
- (2) 教育・保育関係機関
- (3) その他市長が必要と認める事業者等

3. 条件

以下のすべてを満たすことを条件とする。

- (1) 事業者等において検査キットが入手できない場合であること
- (2) 事業者等は、検査管理者を置き、社会機能維持者の無症状の確認、検査結果（陰性）の確認、待機解除後の感染対策の徹底等を確実に実施すること
- (3) 検査管理者は、別紙1「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」（以下、「確認書」）の①～⑤の対応を行うこと

4. 費用

無料

5. 検査から待機解除までの流れ

- (1) 検査管理者は、受検者に検査の説明を行って検査を実施する。

検査管理者は、可能な限りオンライン等で検査に立会う。

受検者は、鼻腔ぬぐい液を自己採取し、抗原定性検査キットにより検査を実施する。

- (2) 検査管理者は、検査結果に基づき、以下の対応をとる。

・陰性の場合

無症状であり、陽性者との接触日（最終暴露日）から、4日目と5日目の2回検査を実施し、両検査が陰性であることを事業者等が確認した場合、5日目から解除が可能。

(事業者等から管轄保健所への報告は不要)

・陽性の場合

医療機関への受診を促し、その診断結果の報告を求める。(事業者等から管轄保健所への報告は不要)

6. 手続方法

- (1) 事業者等は、検査対象者を選定(市への報告不要)し、市(健康増進課)へ電話等で相談・申込み
- (2) 市は、本事業の対象と認めた場合、事業者等に対し必要数の検査キットを提供
- (3) 事業者等は、検査管理者を任命し、研修を受講(厚生労働省ホームページで公開されている以下のWEB教材)させて、確認書を市に提出
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

7. その他

事業者等は、待機解除後の業務への従事にあたり、以下の対応を行う。

- ① 職場等における感染防止対策を徹底すること。
- ② 社会機能維持者に対し、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出は可能な限り控え、公共交通機関の利用を避けるよう説明すること。